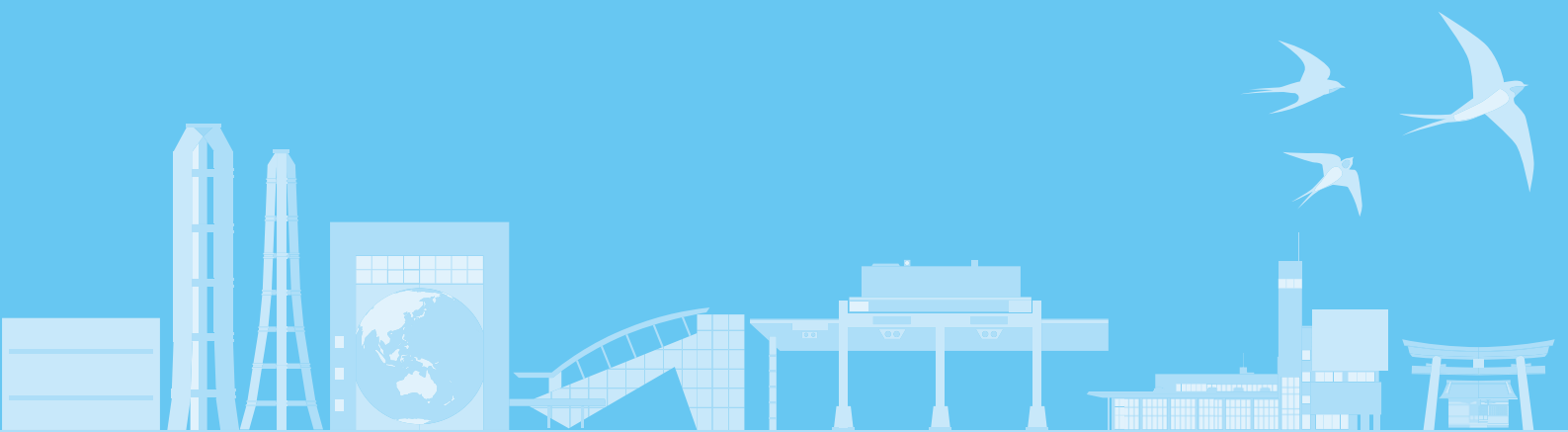


資料編



- 川越町総合計画条例
- 川越町総合計画審議会規則
- 諮問
- 答申
- 第7次川越町総合計画後期基本計画
総合計画審議会委員名簿
- 計画策定体制
- 計画策定のプロセス
- 協働のまちづくりに向けた意識・意向調査
- 住民意識調査のまとめ
- 子育て世代アンケートのまとめ
- 川越町若者会議のまとめ
- 基本施策別の目標値一覧表
- 総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係
- 用語解説

川越町総合計画条例

平成31年3月22日条例第4号

川越町総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、町民福祉の向上と住みよいまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、町を目指す将来像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた町の将来像を実現するための施策の方向性を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

- 2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。
- 3 前2項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(町政運営方針)

第4条 町は、その事務を処理するときは、総合計画に沿って行うものとする。

- 2 町政の各分野における計画の策定又は変更にあつては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画(実施計画を除く。以下同じ。)を策定し、又は変更するときは、第6条に規定する川越町総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画審議会の設置)

第6条 前条の規定による諮問に応じて調査及び審議するために、川越町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定又は変更に関し必要な事項について審議を行い、その意見を町長に答申する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

川越町総合計画審議会規則

平成31年3月25日規則第9号

川越町総合計画審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、川越町総合計画条例(平成31年条例第4号)第6条に規定する川越町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、川越町総合計画に関する事項について調査及び審議し、その意見を町長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町政について優れた学識経験を有する者 4人以内
- (2) 町内の団体の役職員 6人以内
- (3) 町内に住所を有する者 4人以内
- (4) 町内に存する事務所若しくは事業所を有する者又は勤務する者 3人以内
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときに終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

諮 問

川企第148号
令和6年12月13日

川越町総合計画審議会
会長 大塚 俊幸 様

川越町長 城田 政幸

第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について(諮問)

川越町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について、貴審議会に諮問します。

答 申

令和7年11月21日

川越町長 城田 政幸 様

川越町総合計画審議会
会長 大塚 俊幸

第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について(答申)

令和6年12月13日付け川企第148号で諮問のありました第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について、当審議会において慎重かつ活発に議論を行い、審議した結果、新たなまちづくりの指針として適正と認められますので、この旨を答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、まちの将来像「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」の実現に向け、下記の事項に十分配慮し、住民一人ひとりがまちづくりの主役となって、住民・企業・行政との協働で、温かみのあるまちづくりが着実に推進されることを強く要望いたします。

記

- 1 後期基本計画に掲げた施策・事業を計画どおり着実に実施するため、全職員に周知・浸透を図り、毎年度の実績評価を踏まえた、事業改善等を行うとともに、住民がまちづくりへの理解を深め、主体的にまちづくりに参画することができるよう、多様な手段と機会を確保すること。
- 2 安全・安心なまちづくりに向け、防災・減災対策、防犯、交通安全対策の強化に向けた環境整備を国・県や関係市町と連携して進めるとともに、住民による自助・共助の取り組みが促進されるよう支援を行うこと。
- 3 すべての子どもが安心して学び、心身ともに健やかに成長できるよう、一人ひとりの状況、ニーズに寄り添った支援を行うこと。
- 4 高齢者、障害者、外国人など、誰もが元気に活躍でき、安心して暮らせる環境整備や支援を行うこと。
- 5 地域活動を維持・活性化できるよう、地域の誰もが参加・交流できる機会を創出し、気軽にボランティア活動などに取り組めるように仕組みづくりを進めること。
- 6 DXを活用した行政サービスの向上とともに、住民と行政の顔が見える協働と信頼のまちづくりに努めること。

以上

第7次川越町総合計画後期基本計画 総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	区分	役職等	
1	大塚 俊幸	1号委員	中部大学人文学部長 歴史地理学科教授	会長
2	寺本 清春	//	議会議長	※1
	森 英郎	//	議会議長	※2
3	杉本 雅照	//	総務建設常任委員会委員長	※1
	松岡 正敬	//	総務建設常任委員会委員長	※2
4	早川 茂樹	//	教育民生常任委員会委員長	※1
	稲塚 利夫	//	教育民生常任委員会委員長	※2
5	水谷 俊治	2号委員	区長会会長	
6	川村 智子	//	アイリスかわごえ代表	
7	寺本 芳隆	//	教育委員会教育長職務代理	
8	石川 栄治	//	農業委員会会長	
9	伊井 雅春	//	消防団団長	
10	川村 泰代	3号委員	公募委員	
11	三村 宗一	//	公募委員	
12	高柳 初	//	公募委員	
13	伊藤 天	//	公募委員	
14	橋本 鉄二	4号委員	朝明商工会事務局長	
15	小川 剛	//	株式会社JERA川越火力発電所副所長	
16	先浦 宏紀	//	株式会社三十三総研総務部長兼調査部主席研究員	
17	加藤 志保子	5号委員	社会福祉法人川越町社会福祉協議会会長	副会長

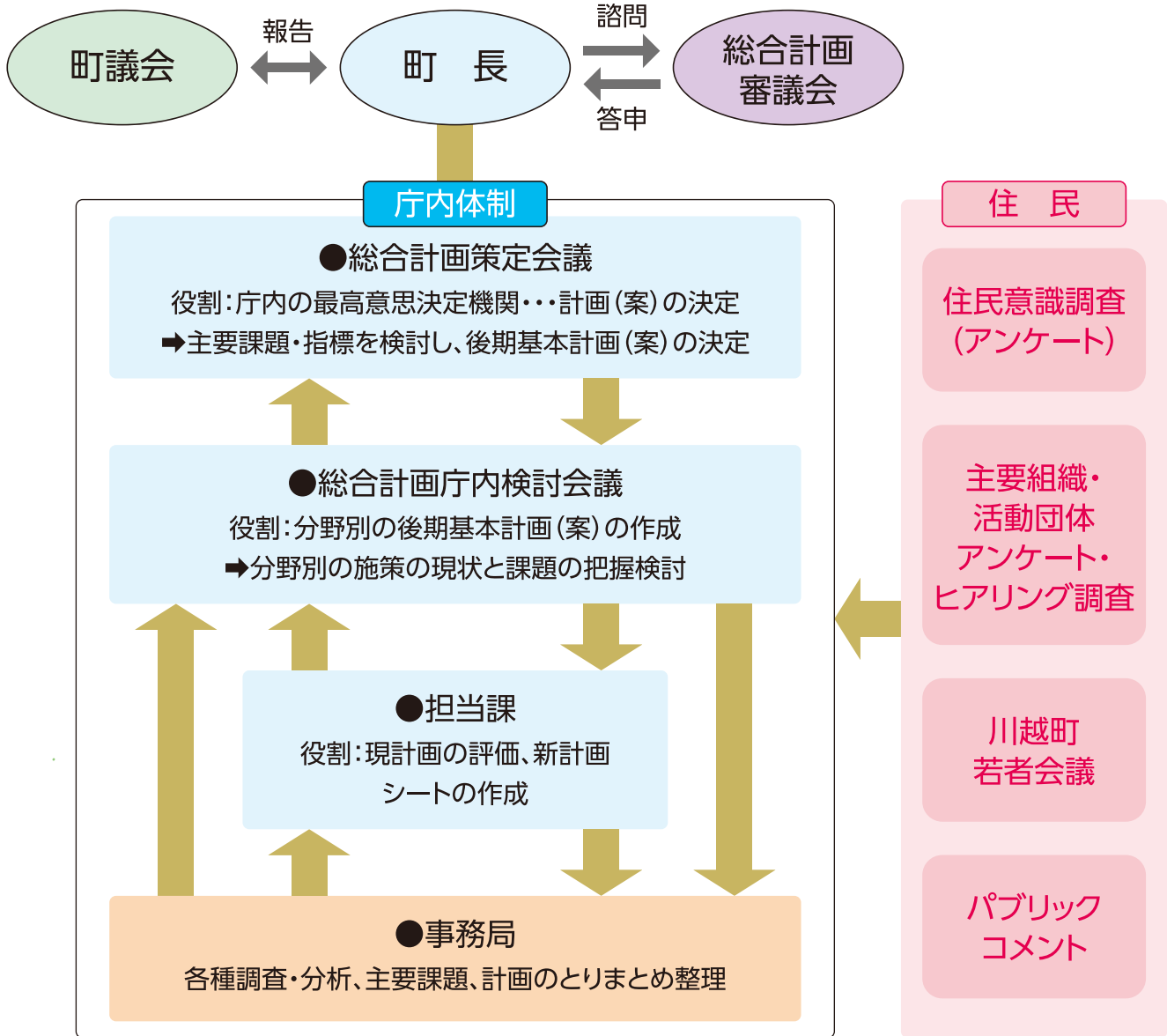
○任期 令和6年12月13日から令和7年11月21日

※1 令和7年5月9日まで

※2 令和7年5月10日から

計画策定体制

計画の策定にあたっては、住民参加のプロセスを取り入れるとともに、庁内においては、全職員参加の計画づくりを進めました。



計画策定のプロセス

川越町総合計画審議会

会 議	内 容
<p>第1回 総合計画審議会 令和6年12月13日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委 嘱 2. 町長あいさつ 3. 各委員自己紹介 4. 会長・副会長の選出 5. 諮問について 6. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第7次川越町総合計画後期基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・策定方針について ・スケジュールについて 2) 将来人口推計について
<p>第2回 総合計画審議会 令和7年3月4日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 住民意識調査の結果について 2) 実績評価について 3) 今後のスケジュールについて
<p>第3回 総合計画審議会 令和7年8月1日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 各委員自己紹介 3. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・施策体系について ・計画の構成について ・主要課題について 2) 基本方針1 安全で快適な暮らしができるまちづくり 3) 基本方針2 便利で元気ある暮らしができるまちづくり
<p>第4回 総合計画審議会 令和7年8月8日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本方針3 支え合いで安心な暮らしができるまちづくり 2) 基本方針4 人を育み心豊かな暮らしができるまちづくり
<p>第5回 総合計画審議会 令和7年8月12日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本方針5 協働と信頼のまちづくり 2) 重点施策 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて
<p>第6回 総合計画審議会 令和7年11月21日</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 2. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントの結果について 2) 答申書について 3. 答 申

川越町総合計画策定会議

会 議	内 容
第1回 総合計画策定会議 令和6年11月29日	1. あいさつ 2. 策定方針とスケジュールについて 3. 将来人口推計について 4. 子育て世代アンケートについて 5. 住民意識調査の結果(速報版)について
第2回 総合計画策定会議 令和7年2月13日	1. あいさつ 2. 住民意識調査の結果について 3. 実績評価について 4. 若者会議(四日市大学)について
第3回 総合計画策定会議 令和7年7月11日	1. あいさつ 2. 第7次川越町総合計画後期基本計画の施策体系について 3. 第7次川越町総合計画後期基本計画の構成について 4. 目標値の修正について 5. 主要事業について
第4回 総合計画策定会議 令和7年10月27日	【書面会議】 ・第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントの結果について

川越町総合計画庁内検討会議

会 議	内 容
第1回 総合計画庁内検討会議 令和6年7月19日	1. あいさつ 2. 策定方針とスケジュールについて 3. 住民意識調査の調査票について 4. 実績評価について
第2回 総合計画庁内検討会議 令和6年11月25日	1. あいさつ 2. 子育て世代アンケートについて 3. 住民意識調査の結果(速報版)について
第3回 総合計画庁内検討会議 令和7年2月10日	1. あいさつ 2. 住民意識調査の結果について 3. 実績評価について 4. 若者会議(四日市大学)の内容について
第4回 総合計画庁内検討会議 令和7年5月19日	1. あいさつ 2. 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について 3. 第7次川越町総合計画後期基本計画の策定に向けた新たな 取り組み内容の検討 (グループワーク) グループ1:暮らしを守る安全なまちづくり(防災、防犯、交通安全) グループ2:途切れのない子育てと学び(子育て支援、教育) グループ3:元気に活躍できる健康づくり (健康づくり、疾病予防、医療サービス、地域福祉、 生涯学習・スポーツ) グループ4:多様な主体による地域活動 (自治会活動、まちづくり活動)
第5回 総合計画庁内検討会議 令和7年10月22日	【書面会議】 ・第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントについて

川越町議会

議 会	内 容
令和7年 川越町議会 全員協議会 令和7年3月18日	1. 策定方針について 2. スケジュールについて 3. 将来人口推計について
令和7年 川越町議会 全員協議会 令和7年9月17日	1. 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)について
令和7年 川越町議会 全員協議会 令和7年12月16日	1. 第7次川越町総合計画後期基本計画(案)の パブリックコメントについて 2. 答申について

協働のまちづくりに向けた意識・意向調査

項目	日程	内容
住民意識調査	令和6年9月～10月	対 象:川越町在住の18歳以上の男女 配布数:3,000票 回答数:1,317票 有効回収数:1,315票 有効回収率:43.8%
子育て世代アンケート	令和6年9月20日	対 象:ハピ★ママ主催の「Happy Share Party」の参加者 回答数:40票(川越町在住:17名、町外在住:23名)
活動団体アンケート	令和7年1月～2月	対 象:川越町内で活動する各種団体 回収数:31票
区長アンケート	令和7年1月～2月	対 象:川越町内の10地区の区長 回収数:10票
活動団体ヒアリング	令和7年2月～3月	対 象:団体アンケートに協力した団体でヒアリングを希望した20団体 ごみ問題対策協議会、アイリスかわごえ、健康かわごえ推進協議会、食生活改善推進協議会、スポーツ協会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、身体障害者福祉会、NPO法人子育てサポートほっとまむ、社会福祉法人日の本福祉会、民生・児童委員協議会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団、あいあいホール企画委員会、人権擁護委員会、保護司会、消防団、豊田ホテルを育てよう会、ひばりこども園、社会福祉法人川越町社会福祉協議会
区長ヒアリング	令和7年3月	対 象:川越町内の10地区の区長
川越町若者会議	令和7年4月～7月	対 象:四日市大学 吉川ゼミ2年生 回 数:全8回 内 容:まちの現状把握、政策学習、若者にとって暮らしたいまち、働きたいまちなどのグループワーク、トライアル活動、町長等へのプレゼン
パブリックコメント	令和7年9月19日～10月17日	閲覧場所:役場庁舎、いきいき・あいあいセンター 町のホームページ 意見提出方法:窓口提出、郵送、町ホームページからの電子申請

住民意識調査のまとめ

1 調査の目的

第7次川越町総合計画後期基本計画の策定に向け、町内在住の18歳以上の住民を対象に、現在の川越町に対する評価や今後のまちづくりについての意向を把握し、計画策定に役立てるため、住民意識調査を実施しました。

なお、同様の調査を平成26年度と令和元年度にも実施しており、その結果は、前回調査、前々回調査として比較したグラフを掲載しています。

2 調査の概要

- 調査対象:川越町在住の18歳以上の男女
- 抽出方法:無作為抽出
- 調査方法:郵送配布・郵送回収及びインターネット回答
- 調査時期:令和6年9月～10月
- 配布数:3,000票
- 回収数:1,317票(内インターネット回答:456票)
- 有効回収数:1,315票(内インターネット回答:456票)
- 有効回収率:43.8%(平成26年度:51.2%、令和元年度:49.0%)

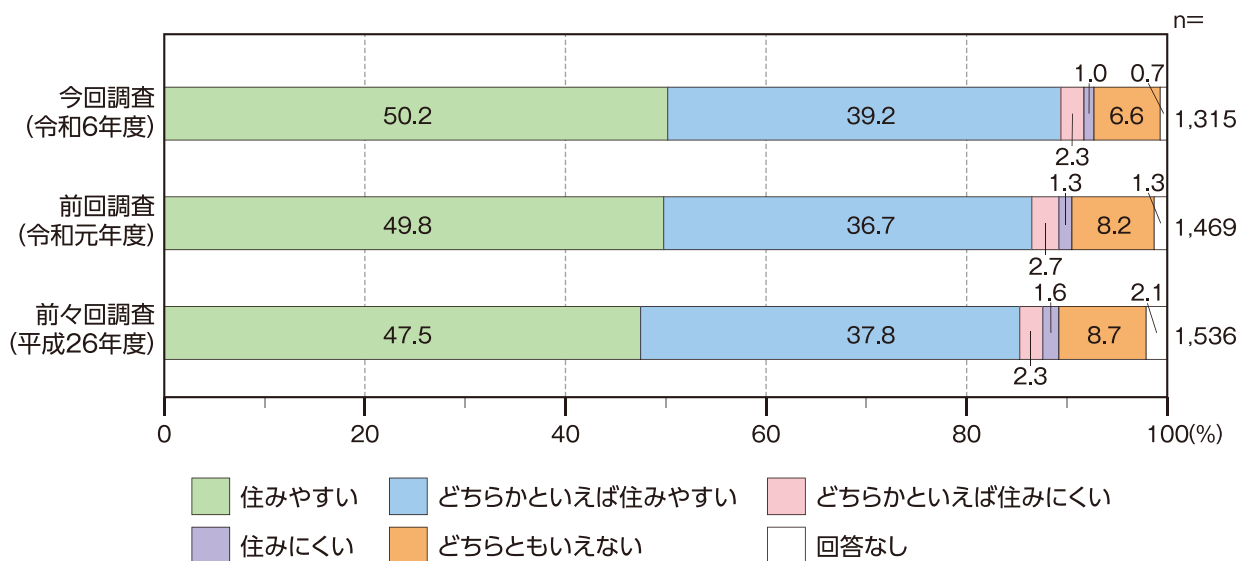
3 調査の結果

①川越町の住みやすさ

問 川越町は住みやすいまちだと思いますか？

結果

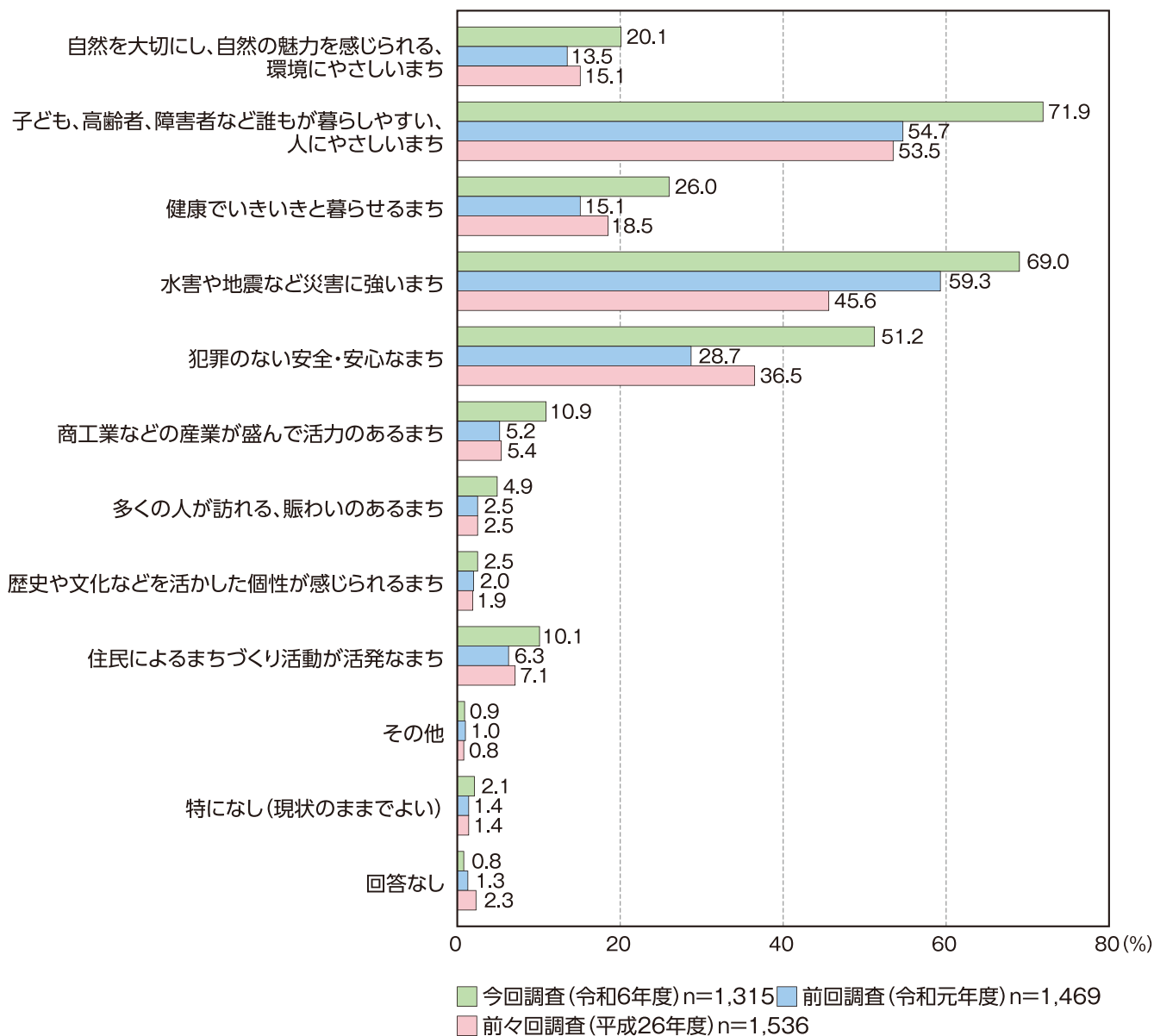
「住みやすい」、または「どちらかといえば住みやすい」と感じている方は、あわせて9割近くを占めています。



②まちの将来イメージ

問 川越町が今後、どのようなイメージのまちをめざすべきだと思いますか？

結果 人にやさしいまちや災害に強いまち、安全・安心なまちを、将来のまちのイメージとして望んでいます。



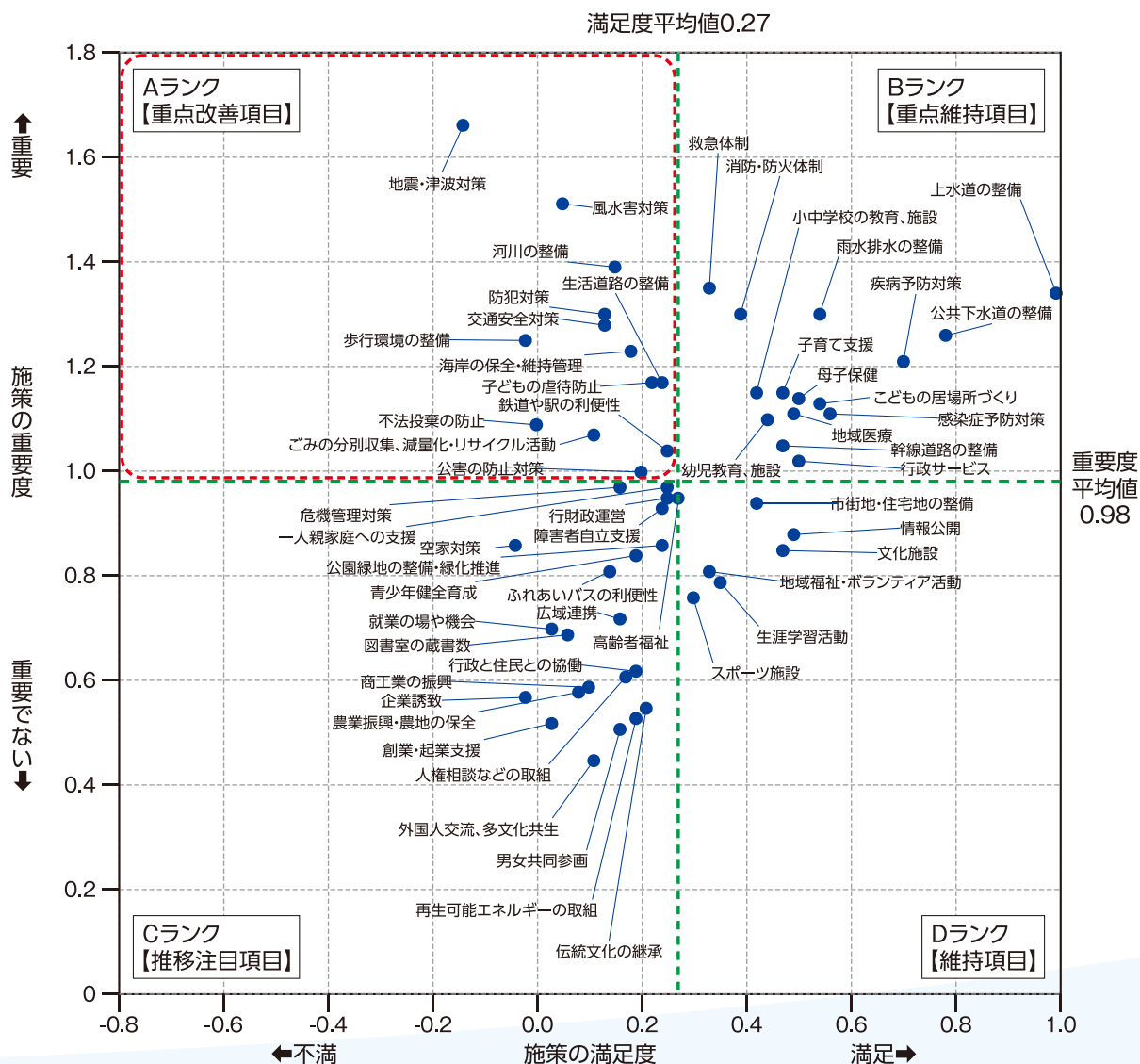
③施策の重要項目(暮らしの満足度と今後のまちづくりの重要度)について

問 56項目の取り組みについて、どの程度満足されていますか？
また、今後の行政を進めるにあたって、どれくらい重要であると思われますか？

結果 「地震・津波対策」をはじめ、「風水害対策」、「河川の整備」、「防犯対策」、「交通安全対策」、「海岸の保全・維持管理」、「ごみの分別収集、減量化・リサイクル活動」、「不法投棄の防止」、「公害の防止対策」、「生活道路の整備」、「歩行環境の整備」、「鉄道や駅の利便性」、「子どもの虐待防止」が重点改善項目となっています。

※「満足」、「重要」を+2点、「やや満足」、「やや重要」を+1点、「どちらとも言えない」を0点、「やや不満」、「あまり重要でない」を-1点、「不満」、「重要でない」を-2点の5段階評価で得点を付け、56項目ごとに満足度と重要度の平均の評点を算出しました。

- Aランク:【重点改善項目】** (満足度が低く、重要度が高い)
～最優先で改善が求められるもの～
- Bランク:【重点維持項目】** (満足度が高く、重要度も高い)
～おおむね満足が得られているが、引き続き維持・充実していることが求められるもの～
- Cランク:【推移注目項目】** (満足度が低く、重要度も低い)
～重要課題ではないが、今後の推移を注目していくことが求められるもの～
- Dランク:【維持項目】** (満足度が高く、重要度が低い)
～このままの状態を保つことが求められるもの～



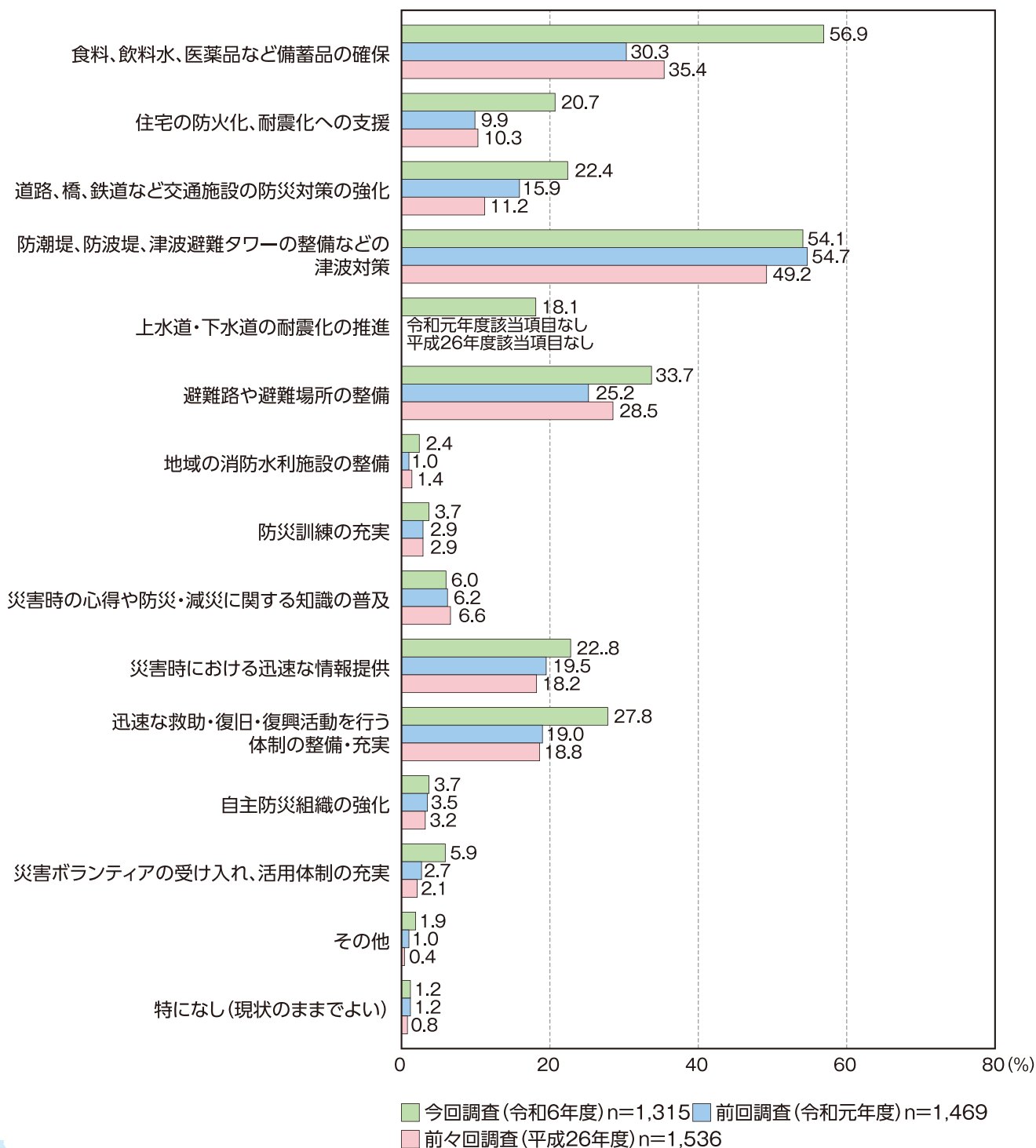
④災害対策

問

南海トラフ地震や集中豪雨などの自然災害に備えて、川越町ではどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果

大地震や水害に備えて、備蓄品の確保をはじめ、津波対策施設や避難路・避難場所の整備、救助・復旧・復興体制の整備などに力を入れることが望まれています。



※「上水道・下水道の耐震化の推進」は前回調査、前々回調査では選択肢に含まれていないため、「該当項目なし」と記載しています。

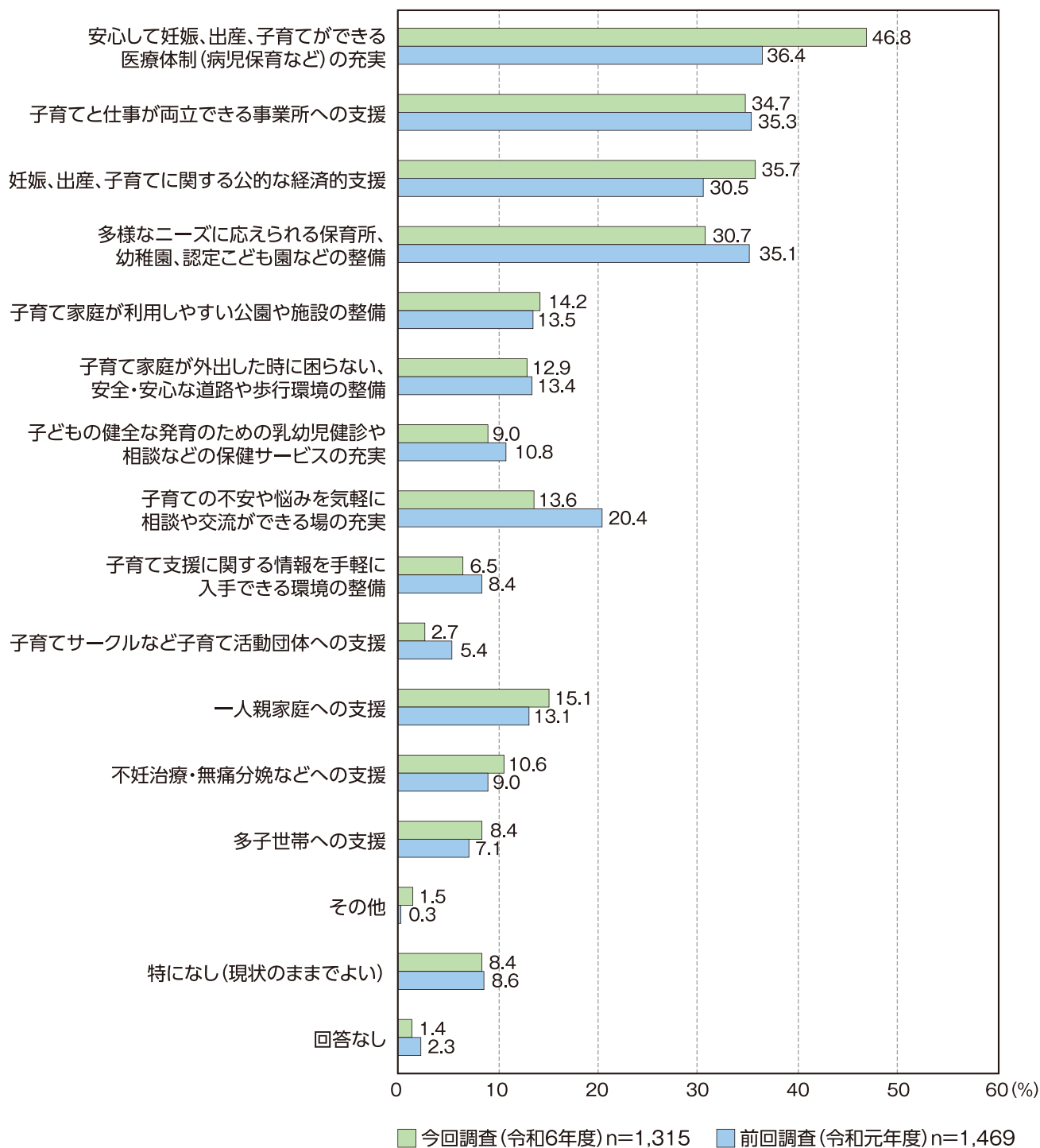
⑤子ども・子育て施策

問

子ども・子育て施策に対して、行政等がどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果

医療体制、妊娠・出産、子育て等に係る経済的な支援、子育てと仕事を両立できる事業所への支援、保育所・幼稚園・認定こども園の整備などに力を入れることが望まれています。

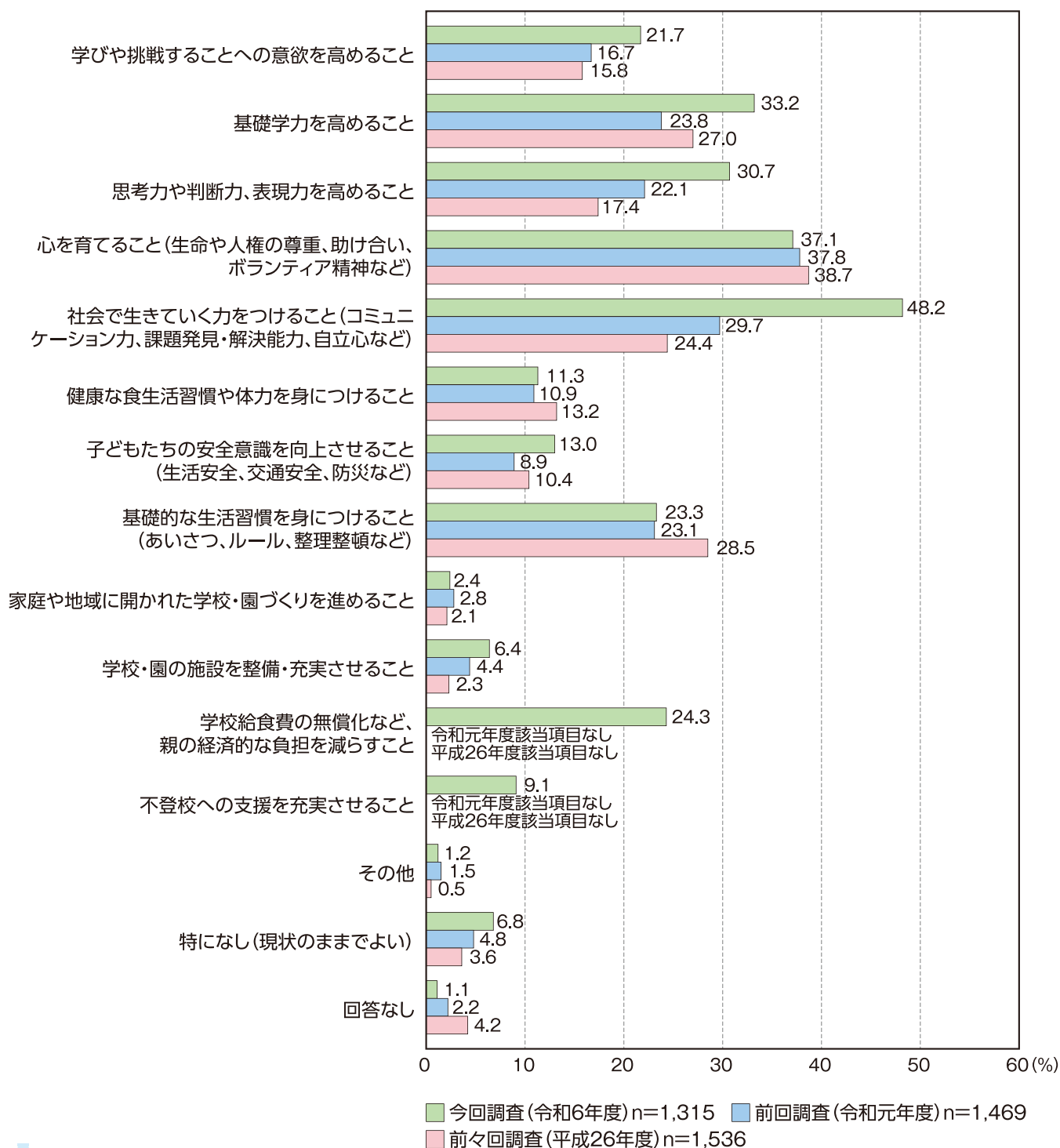


⑥学校教育

問 川越町の学校教育として、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果

社会で生きていく力をつけること、助け合い・ボランティア精神などの心を育てること、基礎学力を高めること、思考力・判断力などを高めること、親の経済的な負担を軽減すること、生活習慣を身につけることなどが望まれています。



※「学校給食費の無償化など、親の経済的な負担を減らすこと」と「不登校への支援を充実させること」は前回調査、前々回調査では選択肢に含まれていないため、「該当項目なし」と記載しています。

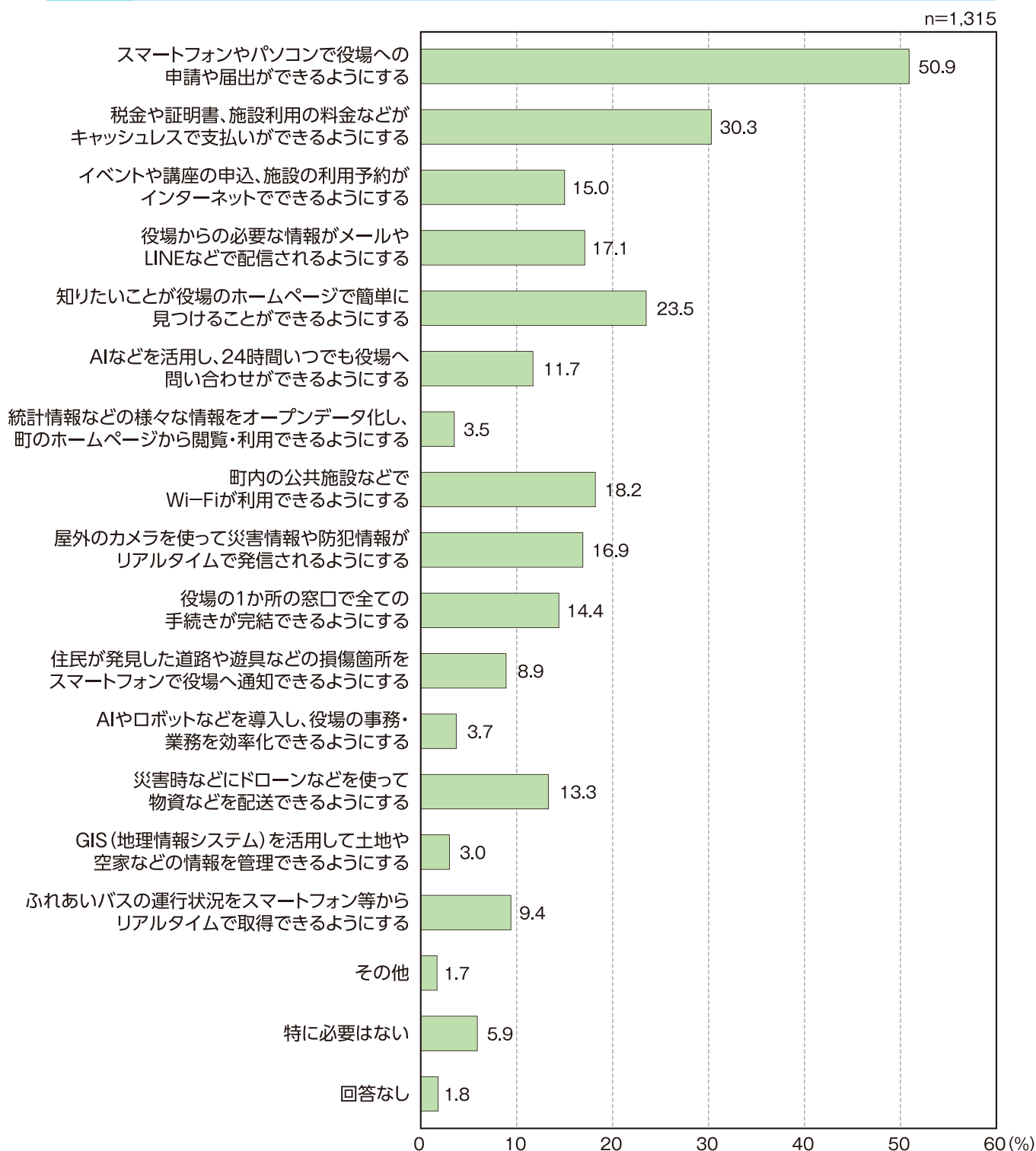
⑦IT・デジタル化

問

自治体のIT・デジタル化が全国的に進められていますが、町としてどのようなことに取り組むべきだと思いますか？

結果

役場への電子申請や届出、税金や施設利用料金などのキャッシュレス決済への対応、ホームページの利便性向上のほか、公共施設へのフリーWi-Fiの設置やメールやLINEを利用した情報発信、災害・防犯情報のリアルタイムな発信が求められています。

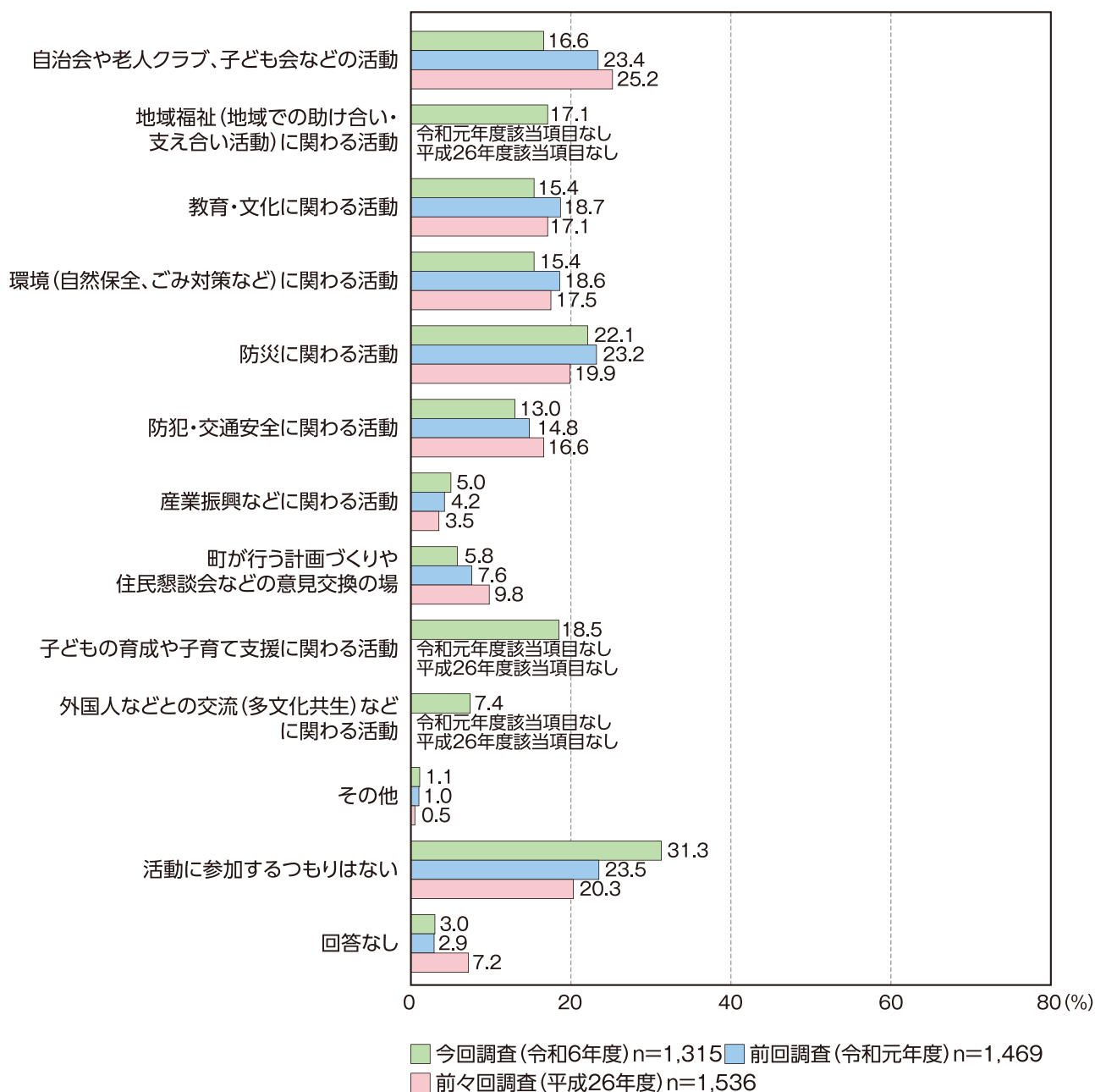


⑧地域を良くしていく活動への今後の参加意向

問 地域を良くしていくために、今後、どのような活動であれば参加したいと思いますか？

結果

防災活動をはじめ、子育て支援、助け合い・支え合い、自治会活動、教育・文化や環境活動への意向が高くなっています。また、「参加するつもりはない」は3割程度となっています。



※「地域福祉(地域での助け合い・支え合い活動)に関わる活動」と「子どもの育成や子育て支援に関わる活動」、「外国人などとの交流(多文化共生)などに関わる活動」は前回調査、前々回調査では選択肢に含まれていないため、「該当項目なし」と記載しています。

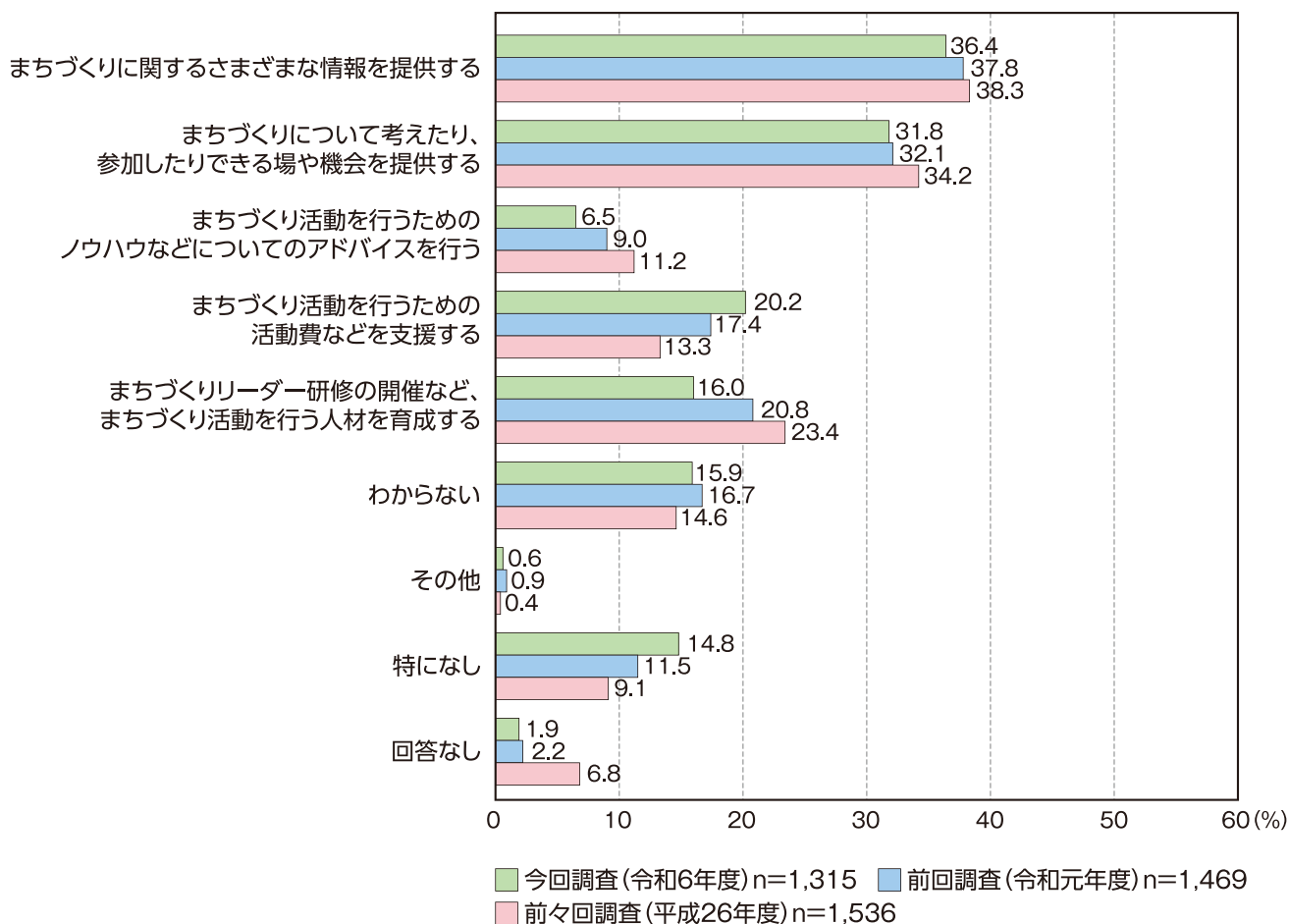
⑨住民参加や住民主体のまちづくりを推進するために町として行うべきこと

問

住民参加や住民主体のまちづくりを推進する上で、町としてどのようなことに力を入れるべきだと思いますか？

結果

まちづくりの情報を提供すること、まちづくりへの参加の場や機会の提供、活動費助成、リーダー等の人材育成が望まれています。



子育て世代アンケートのまとめ

1 調査の目的

子育て世代の方々の目線での川越町の住みやすさ、子育ての魅力、必要な子育て支援などを把握し、住みたい、住み続けたい川越町にするための施策を検討することを目的に、アンケート調査を実施しました。

2 調査の概要

令和6年9月20日にボランティア活動拠点施設「ささえあい」で開催されたハピ★ママ主催の「Happy Share Party」に参加している子育て世代の方々を対象に行い、40名から回答をいただきました。なお、そのうち川越町の住民が17名となっています。

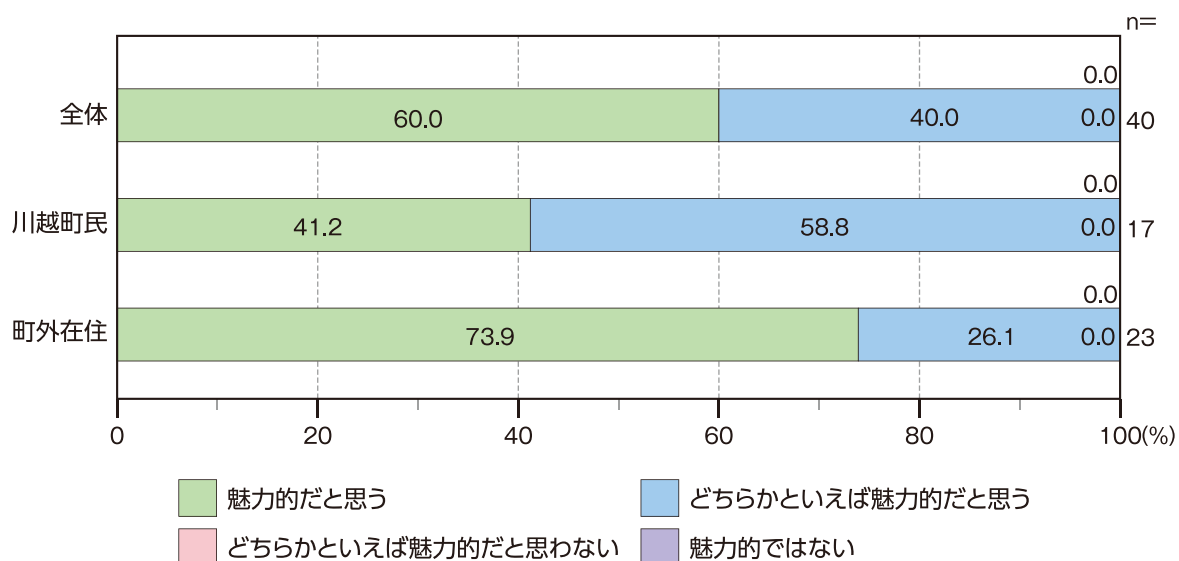
3 調査の結果

①川越町の子育ての魅力度

問 川越町は子育てする場所として魅力的だと思いますか？

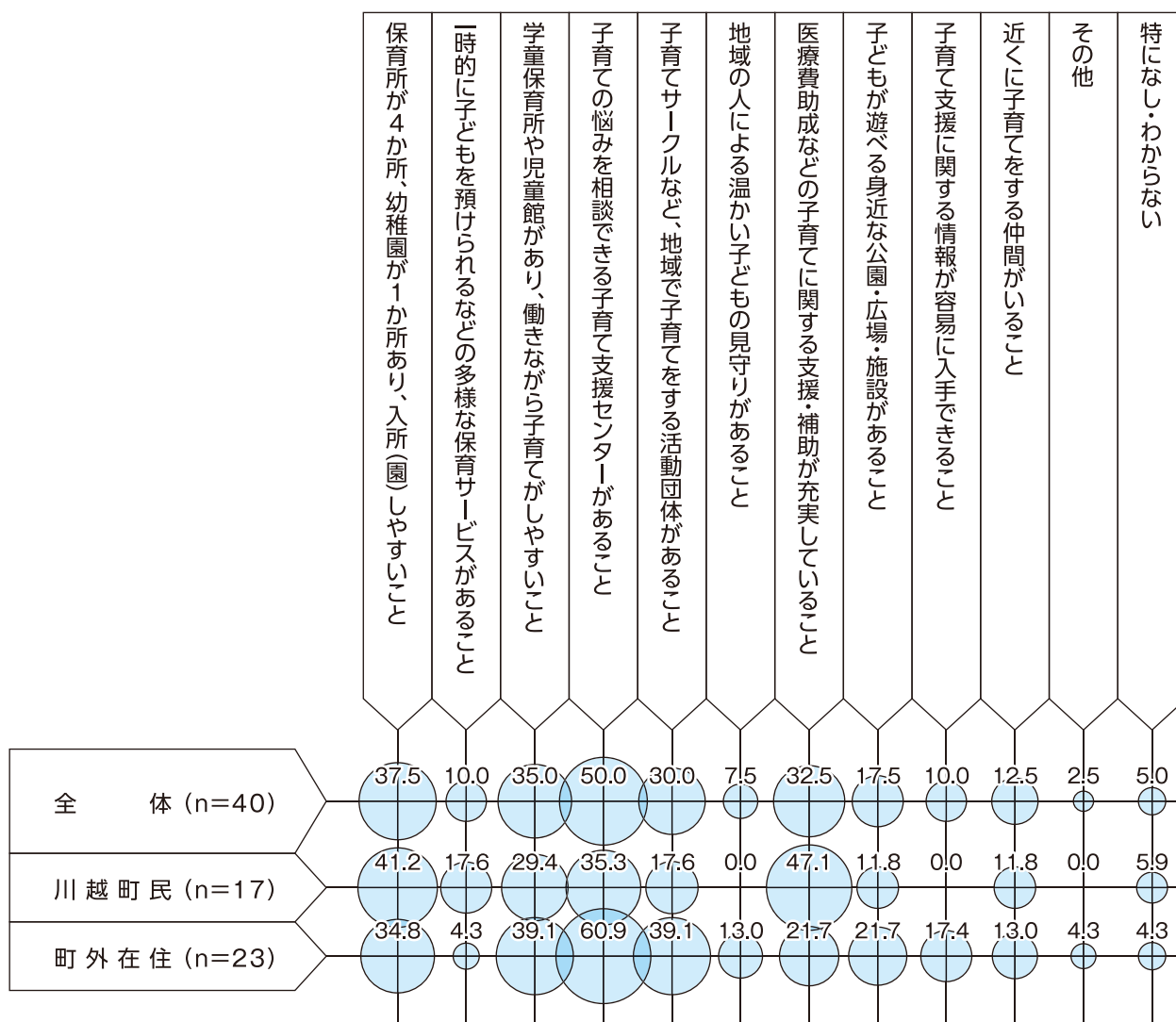
結果

「魅力的だと思う」が60.0%、「どちらかといえば魅力的だと思う」が40.0%と、全員が川越町は子育てする場所として魅力的と思っています。



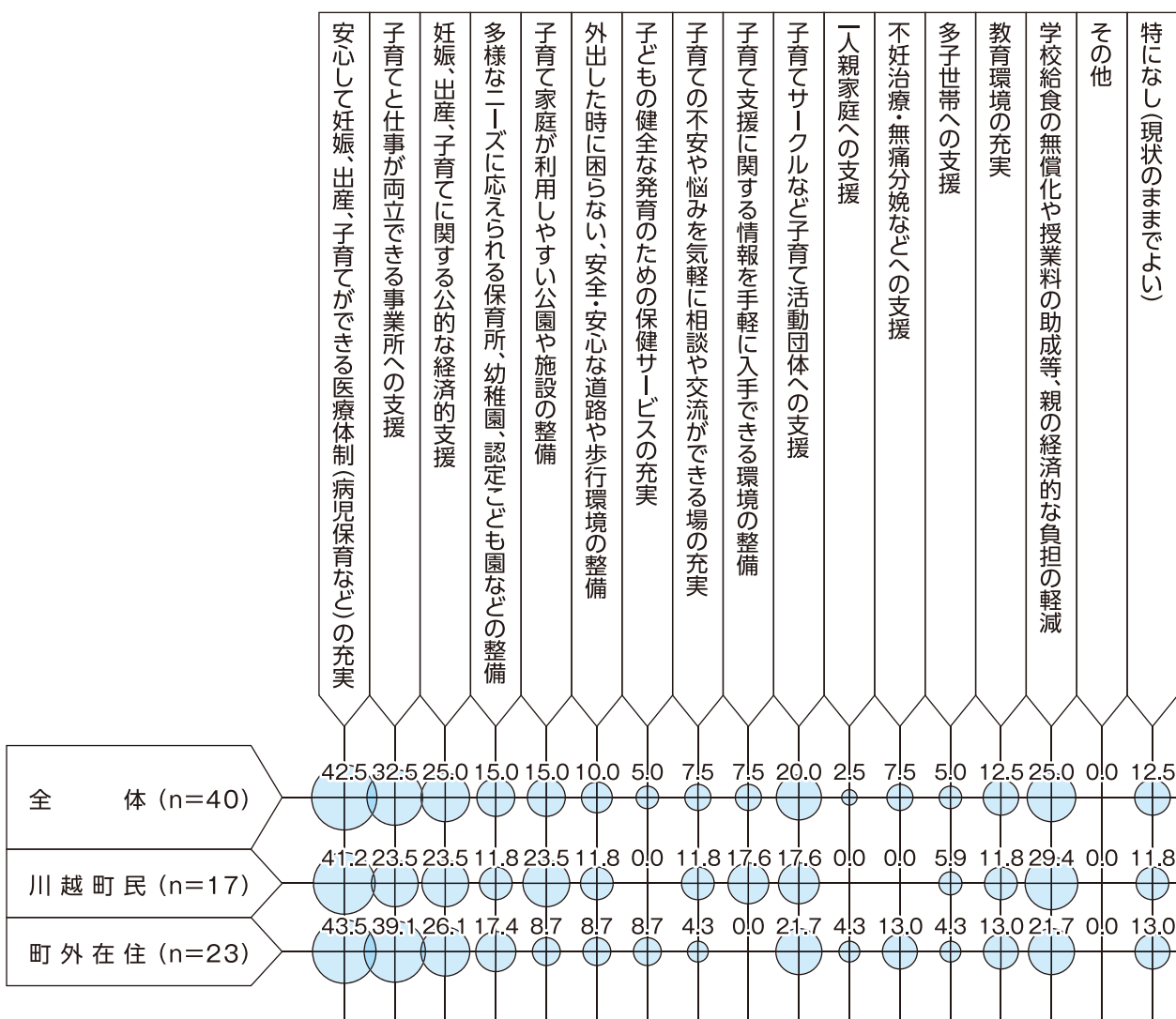
②子育て環境が魅力的な理由

問	川越町の子育て環境が魅力的な理由は何だと思いますか？
結果	「子育ての悩みを相談できる子育て支援センターがあること」、「保育所が4か所、幼稚園が1か所あり、入所(園)しやすいこと」、「学童保育所や児童館があり、働きながら子育てがしやすいこと」、「子どもの医療費助成などの子育てに関する支援・補助が充実していること」、「子育てサークルなど、地域で子育てをする活動団体があること」などが理由となっています。



③今後、力を入れるべき子育て施策

問	川越町の子ども・子育て施策に対して、どのようなことにもっと力を入れるべきだと思いますか？
結果	「安心して妊娠、出産、子育てができる医療体制（病児保育など）の充実」、「子育てと仕事が両立できる事業所への支援」、「妊娠、出産、子育てに関する公的な経済的支援」、「学校給食の無償化や授業料の助成など、親の経済的な負担の軽減」、「子育てサークルなど子育て活動団体への支援」などに力を入れていくことを望んでいます。



川越町若者会議のまとめ

1 会議の目的

若者の目線、若者ならではの発想で、川越町の強みをさらに強く、弱みを補うための提案や、川越町を若者にとって暮らしたいまち、働きたいまちにするために取り組むべきことなどのアイデアを把握することを目的に、四日市大学の学生を対象に若者会議を開催しました。

2 会議の概要

- 期 間：令和7年4月～7月
- 日 程：隔週木曜日(2限目 10:50～12:20)
- 会 場：四日市大学、川越町役場
- メンバー：吉川ゼミ(2年生5名)
- 内 容：
 - ①現状把握
 - ・町内見学、町の概要説明
 - ②政策学習
 - ・町職員による総合計画や公共政策についてのレクチャー
 - ③グループワーク
 - ・川越町の強み・弱み(魅力など)を考える。
 - ・若者にとって暮らしたいまち、働きたいまちとは何か?(どんなまちが魅力か?)
 - ・学生が川越町でできる取り組みアイデアを考える。
(イベント、商品開発、町内の子どもとのかかわり、高齢者とのかかわり)
 - ④トライアル活動(学生のアイデアを実験的にチャレンジ)
 - ⑤町長等へのプレゼン



3 会議の結果

- ①若者が暮らしたいまちにするには？
 - 空家を格安で貸すなど、家賃などが安いこと。
 - 道路、交通機関を整備し、利便性を高めること。
 - ショッピングモールやスポーツ施設などで遊べ、楽しめる場所があること。
- ②若者が働きたいまちにするには？
 - 多様な職種があること。
 - スタートアッスなどの起業支援が充実していること。
 - 町内外で町内企業の紹介や就職の説明会が開催されること。

③若者が暮らしたい、働きたいまちにするための取り組みは？

○魅力をつくるから届けるまちへ。

- ・魅力があっても知られていない。
- ・イベント(花火大会、音楽フェスなど)は一時的な効果しか得られないため、知名度を高めるために宣伝に力を入れる。

○今ある川越町の魅力を継続的に発信し、知ってもらう宣伝、 프로모ーションを行うこと。

○訪れたいくなるような魅力づくりに取り組む(スイーツ開発、映える特産品づくり、カフェなどのお店紹介)。

④若者によるプロジェクト提案 ~TikTokで若者に川越町を知ってもらおう~

《川越町の課題》

- ・インパクト、印象に残るものが少ない。
- ・町外向けのイベントや行事が少ない。
- ・いい場所なのに知られていない。

《プロジェクトのテーマ》 ~TikTokで若者に川越町を知ってもらおう~

《プロジェクトの狙い・目的》

- ・三重県内だけでなく、県外の人達にも知ってもらう。
- ・親子や若い人に興味を持ってもらう。
- ・町の活性化や観光につなげる。

《ターゲット》

- ・三重県内や愛知県に住む主に若者や親子

《伝えたいこと》

- ・「電力館」、「かまぼこ」、「カフェ」、「海岸」の魅力を紹介。

《発信方法》

ステップ1 川越町のTikTokアカウントをつくる

- ・川越町のアカウントであることが一目でわかるようにする。

ステップ2 動画を投稿する

- ・老若男女を問わず、誰でもわかる動画にする。
- ・川越町の長所を最大限にアピールする。

ステップ3 流行に沿った動画形式にする

- ・流行りの音源などを使うとおすすめになりやすい。

ステップ4 紹介したいものをわかりやすく表現する

- ・ざっくりと簡単に紹介するのが大切。具体的な内容は概要欄に掲載する。

ステップ5 定期的に動画を発信する

- ・1回の投稿ではあまり注目されない。紹介したいもの、知ってほしいことは他にもたくさんあるので、定期的に発信し、継続して注目されるようにする。

《今後の展開》

- ★TikTokを見て来たという人が増え⇒川越町に来てもらって⇒良さに気づく⇒
また来たいと思ってもらう。
- ★徐々に親子や若者の来訪者が増える⇒まちに活気が生まれる⇒元気なまちになる。
- ★定期的に動画を投稿する⇒1回の投稿ではあまり注目されにくい⇒もっと魅力はたくさんある。
- ★継続的に注目してもらおう⇒その時の流行に対応した動画をつくれれば、注目してもらえる。

⑤プロジェクト提案のまとめ

- 川越町をもっと知ってもらうべき
 - ・名古屋へのアクセスが良いこと、遊びやすい場所がたくさんあることなどを知ってもらう。
- TikTokを使って知名度を上げる
 - ・川越町の長所を最大限にアピールし、少しでも興味を持った人を増やす。
- たくさんの人に来てもらい、元気なまちにする
 - ・若い人、親子が増えるとまちに活気が出る、住みたいと思う人も増える。

基本施策別の目標値一覧表

基本方針	基本施策	指 標	単位	担当課	実績値		
					令和元年 (2019年)	令和6年 (2024年)	
1 安全で快適な 暮らしができる まちづくり	1 防災・消防・ 救急	耐震補強(除却含む。)件数	件	産業建設課	56	91	
		ブロック塀等除却件数	件	産業建設課	11	43	
		自主防災組織防災訓練参加・実施回数	回	防災安全課	13	16	
		防災行政無線個別受信機貸与台数	台	防災安全課	2,720	2,543	
		消防団員数	人	防災安全課	118	112	
	2 交通安全・ 防犯	犯罪発生率	件/千人	防災安全課	8.03	8.35	
		交通事故発生率	件/千人	防災安全課	2.66	2.04	
		特殊詐欺防止装置補助申請件数	件	防災安全課	令和5年度事業開始	8	
	3 河川・海岸	朝明川河川堤防強化工事の整備計画にもとづく整備率	%	産業建設課	32.4	62	
		員弁川河川堤防強化工事の整備計画にもとづく整備率	%	産業建設課	18.5	100	
	4 上下水道	基幹管路耐震化率	%	上下水道課	19	37	
	5 環境共生	一人あたりのごみ排出量	kg/人	生活環境課	214	192	
	2 便利で活気ある 暮らしができる まちづくり	1 市街地・ 住環境	地籍調査の進捗率	%	産業建設課	20.3	30.9
			特定空家の件数	件	防災安全課	0	0
		2 道路・交通	町道の道路改良済の割合	%	産業建設課	68	73
交差点のカラー舗装箇所数			箇所	産業建設課	94	120	
ふれあいバスの利便性の満足度			%	福祉課	22.5	32.1	
3 産業		耕作放棄地	箇所	産業建設課	0	0	
		三重県版経営向上計画認定数	件	産業建設課	45	103	
	川越工業団地空地件数	件	企画情報課	0	0		
3 支え合いで 安心な暮らしが できる まちづくり	1 保健・医療	赤ちゃん訪問率	%	健康推進課	96.8	100	
		がん検診の受診率平均	%	健康推進課	15.8	12.6	
		健康サポート事業相談者率	%	健康推進課	令和2年度事業開始	37.2	
	2 子育て支援	保育所待機児童数	人	子ども家庭課	5	26	
		学童保育所待機児童数	人	子ども家庭課	0	0	
	3 地域福祉	ボランティア連絡協議会の登録者数	人	福祉課	147	135	
		ボランティア連絡協議会の団体数	団体	福祉課	15	11	
		福祉協力員数	人	福祉課	66	75	
	4 高齢者福祉	要支援・要介護認定を受けていない人の割合	%	福祉課	87.2	84.9	
		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による 「現在のどの程度幸せですか」の平均点	点	福祉課	7.2	7.1 (令和4年度)	
		在宅介護実態調査による介護保険サービスに 「特に不満はない」人の割合	%	福祉課	81.3	83.3 (令和4年度)	
	5 障害者福祉	障害福祉施設利用から一般就労への移行人数	人	福祉課	1	3	

目標値		指標内容	資料・出典
令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)		
106	156	年間10件の実施をめざす	
61	111	年間10件の実施をめざす	
20	30	地区ごとの防災訓練の実施回数の合計 (町主催の総合防災訓練に地区が参加した場合も含む。)	
2,550	2,600	年間10台の新規貸与をめざす	
118	118	条例で定める消防団員の定員数の確保	川越町消防団員の定員、任免、 服務等に関する条例
7.84	5.81	町人口1,000人当たりの犯罪認知件数 (令和元年から令和6年までの6年間で、当町における最も低い犯罪発生率をめざす)	
1.96	1.25	町人口1,000人当たりの人身事故件数 (北勢地域において最も低い交通事故発生率をめざす)	
10	20	年間2件の申請増をめざす	
➤	➤	県と協力し、確実な進捗をめざす	三重県
➡	➡	県と協力し、確実な進捗をめざす	三重県
38	40	基幹管路の耐震管延長／基幹管路延長	
191	190	過去5年度内の最小値をめざす	
33	39	第7次国土調査事業十箇年計画	第7次国土調査事業十箇年計画
0	0	特定空家に指定された建物	
74	80	道路幅員4m以上、または幅員4m以上で道路構造令に適合する道路の割合について、 年間1.2%の道路改良をめざす	
124	149	年間6件の実施をめざす	
➤	➤	住民意識調査の該当項目について、「満足、やや満足している」と回答した人の割合	住民意識調査
0	0	農地パトロールなどにより耕作放棄地として判断された土地	
108	133	商工会連合会設定目標×朝明商工会地区別会員数案分率	商工会連合会設定目標
0	0	企業の撤退等により空地となっている土地	
➡	➡	4か月までの新生児及び乳児訪問実施率	
18	20	5大がん(胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん)の平均受診率	
40.0	50.0	健康サポート事業相談者数/特定健診受診者数	
0	0	保育所(園)の保育士不足などから入所できない児童数	
0	0	学童保育所に受入可能数の超過から入所できない児童数	
176	200	新規ボランティアの養成、既存グループの拡充に取り組み、200人をめざす	
17	20	新規のボランティアグループの設立をめざす(令和元年実績値を基準に10年間で5団体)	
116	136	よりきめ細やかな支援体制を確立するため、50名の増員をめざす(50世帯に1名の配置)	
84.9	84.5	100%-要介護(要支援)認定率	
7.5	8	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、「健康について」の項目中、「とても不幸」を0点、 「とても幸せ」を10点とした、幸せ度合いの点数の平均点	介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査
83	85	在宅介護実態調査で、介護保険サービスを利用している人のうち、「特に不満はない」を 選択した人の割合	在宅介護実態調査
4	9	障害者計画等の作成に係る厚生労働省の基本指針を盛り込み作成した川越町障害者計画に 掲げている成果目標	川越町障害者計画

基本方針	基本施策	指 標	単位	担当課	実績値	
					令和元年 (2019年)	令和6年 (2024年)
4 人を育み 心豊かな 暮らしができる まちづくり	1 学校教育	「自分にはよいところがある」について肯定的回答	%	学校教育課	80	84.7
		授業に対する満足度	%	学校教育課	82	94.6
	2 生涯学習	生涯学習講座定員に対する定員達成率	%	生涯学習課	81	86
		図書貸出冊数	冊	生涯学習課	77,097	69,178
		うち住民への貸出冊数			51,308	47,143
		青少年育成活動参加者数	人	生涯学習課	1,750	2,038
		スポーツ・レクリエーションイベント、大会等の開催数	回	生涯学習課	24	24
		自主事業のチケット販売率	%	生涯学習課	74	53
	3 人権尊重・ 共生	人権学習会参加者の満足度	%	生涯学習課	84	87
		町の各種委員会における女性委員の割合	%	企画情報課	26.4	28.8
にほんご交流サロンに「今後も参加したい」と回答した人の割合		%	企画情報課	令和5年度事業開始	100	
5 協働と信頼の まちづくり	1 地域活動	地域活動に参加している割合	%	総務課	39.8	37.4
		広報・情報公開の満足度	%	企画情報課	40.4	47.1
	2 広報・広聴	住民向けメール配信登録者数	人	企画情報課	2,298	2,355
		公式LINE登録者数	人	企画情報課	令和4年度事業開始	2,124
	3 行財政運営	窓口など行政サービスの満足度	%	総務課	40.1	48.2
		経常収支比率	%	総務課	67	79.5

目標値		指標内容	資料・出典
令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)		
↗	↗	全児童・生徒向けのアンケート調査の項目「自分にはよいところがある」について、肯定的回答をした児童・生徒の割合	全児童・生徒向けのアンケート調査
↗	↗	全国学力・学習状況調査の項目「授業内容はよくわかりますか」について、肯定的回答をした児童・生徒の割合	全国学力調査受験者対象のアンケート調査
90	100	目標年次に100%達成することをめざし、取り組みを進める	
80,000	85,000	年間1,000冊の貸出増をめざす(令和元年実績値を基準に年間1,000冊)	
55,000	60,000		
2,050	2,100	年間10人の増加をめざす	
➡	➡	イベント・大会等を開催回数を維持し、内容の充実や参加者数の増加をめざす	
85	100	目標年次に100%達成することをめざし、取り組みを進める	
↗	↗	参加者対象のアンケート調査の該当項目について、「よかった」と回答した人の割合	参加者対象のアンケート調査
30	33	各審議会等に参加する女性委員の増加をめざす	
➡	➡	参加者対象のアンケート調査の該当項目について、「参加したい」・「活動を続けたい」と回答した人の割合	参加者対象のアンケート調査
↗	↗	住民意識調査の該当項目について、「参加している」と回答した人の割合	住民意識調査
↗	↗	住民意識調査の該当項目について、「満足」、「やや満足」と回答した人の割合	住民意識調査
2,400	2,500	登録者数の維持・増加に取り組みつつ、SNSへの移行を並行して進める	
3,000	4,000	年間200人の新規登録をめざす	
↗	↗	住民意識調査の該当項目について、「満足、やや満足している」と回答した人の割合	住民意識調査
80以下	85以下	中長期的に健全な財政運営を行うため、経常収支比率を目標値以下に抑制する(経常収支比率…経常的に支出する経費に、経常的な収入の占める割合)	

総合計画とSDGs(持続可能な開発目標)との関係

SDGsは、国際社会全体の開発目標です。総合計画の推進にあたっては、SDGsがめざす17の目標に沿って、その目標達成に貢献していく必要があります。

SDGsの17の目標と後期基本計画における町の施策・事業方針との関係

SDGsの17の目標



【ゴール①】 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。

【町の施策・事業方針】

- 生活に困窮する住民に対して、自立した生活を営むことができるよう、関係機関との連携のもとで総合的な支援を行います。



【ゴール②】 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

【町の施策・事業方針】

- 子どもから高齢者まで、すべての住民の健康づくりを推進します。
- 将来の農業の担い手の確保・育成に継続的に取り組み、安定した食料生産ができるよう農業を支援します。

3 すべての人に
健康と福祉を



【ゴール③】 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

【町の施策・事業方針】

- 子どもから高齢者まで、すべての住民の健康づくりを推進します。
- 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。
- 交通事故の撲滅に向けて、交通安全対策を推進します。

4 質の高い教育を
みんなに



【ゴール④】 質の高い教育をみんなに

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

教育のなかでも特に義務教育等の初等教育においては自治体のはたすべき役割は非常に大きいといえます。そのため、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

【町の施策・事業方針】

- 学校と家庭・地域・行政が連携して、みんなで子どもの成長を支えます。
- 住民一人ひとりのニーズに応じた多様な生涯学習を支援します。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



【ゴール⑤】 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

【町の施策・事業方針】

- 配慮を必要とする児童・生徒に寄り添った学校教育を行います。
- 性別に関わりなく活躍できる、男女共同参画社会を推進します。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



【ゴール⑥】 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されるところが多く、水源地の環境保全を通じて、水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

【町の施策・事業方針】

- 上下水道施設の維持・整備を行い、安全で安心な水道水を安定的に供給するとともに、生活排水を適切に処理します。
- 河川等の環境保全を通じて、水質の保全に努めます。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



【ゴール⑦】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、住民が省／再エネ対策を推進する際に補助を出すなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

【町の施策・事業方針】

- 省エネルギーや再生可能エネルギーの普及・促進に取り組みます。
- 地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を推進します。

8 働きがいも
経済成長も



【ゴール⑧】 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は経済成長戦略の策定を通じて、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通じて、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

【町の施策・事業方針】

- 既存の産業集積や地域資源を活かし、地域経済の活性化を進めます。
- 関係機関と連携して、労働者の雇用の安定、雇用創出を支援します。

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう

【ゴール⑨】 産業と技術革新の基盤をつくらう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

【町の施策・事業方針】

- 市街地整備や道路・橋梁をはじめとする都市基盤を整備します。
- 地域産業の発展につながる施策を推進します。

10 人や国の不平等
をなくそう

【ゴール⑩】 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

【自治体行政のはたし得る役割】

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

【町の施策・事業方針】

- 様々な生活課題を抱えた人に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、必要な支援を行います。
- 性別や国籍などに関わりなく活躍できる社会づくりを進めます。

11 住み続けられる
まちづくりを

【ゴール⑪】 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

【自治体行政のはたし得る役割】

包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは自治体行政にとって重要な目標です。都市化が進む世界のなかで、自治体行政のはたし得る役割は益々大きくなっています。

【町の施策・事業方針】

- 良好な市街地の形成、緑化の推進、文化・スポーツ施設の整備等を計画的に進め、誰もが快適に暮らせる住環境を整備します。
- 道路や上下水道施設等の施設・基盤の耐震化、住宅の耐震化、防災機能を備えた公共施設の整備など、災害に強い基盤整備を進めます。

12 つくる責任
つかう責任



【ゴール⑫】 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

【自治体行政のはたし得る役割】

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネルギーや3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。

【町の施策・事業方針】

- ごみの減量、資源化を進める資源循環型の社会を形成します。
- 低炭素、省資源化、食品ロスの削減、地産地消の推進、住民対象の環境教育の充実を図ります。

13 気候変動に
具体的な対策を



【ゴール⑬】 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

【自治体行政のはたし得る役割】

気候変動問題は年々深刻化し、既に様々な形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた対応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

【町の施策・事業方針】

- 温室効果ガスの削減に加えて、気候変動の緩和、適応、影響軽減の効果を考慮した地球温暖化対策を推進します。
- 局地化、集中化、激甚化する自然災害に備え、防災・減災対策を強化します。

14 海の豊かさを
守ろう



【ゴール⑭】 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

【自治体行政のはたし得る役割】

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちのなかで、発生した汚染が河川等を通じて、海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

【町の施策・事業方針】

- 下水道への接続促進などを進め、河川等の水質の保全を進めます。
- 地域での環境美化、清掃活動を進めます。

15 陸の豊かさも
守ろう

【ゴール⑮】 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

【自治体行政のはたし得る役割】

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

【町の施策・事業方針】

- まちの緑化、農地の保全、河川や海岸の維持管理など、自然と身近にふれあえる環境づくりを進めます。

16 平和と公正を
すべての人に

【ゴール⑯】 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

【自治体行政のはたし得る役割】

平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促し、参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすことも自治体の役割といえます。

【町の施策・事業方針】

- 多くの住民の参加を促し、住民参加型の行政運営を進めます。
- 児童虐待をなくすため、関係機関と連携し適切な対応を図ります。
- 犯罪のない安全・安心なまちとするため、地域の防犯活動を充実します。

17 パートナシップで
目標を達成しよう

【ゴール⑰】 パートナシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する








【自治体行政のはたし得る役割】

自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で、多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【町の施策・事業方針】

- NPO、住民団体、企業などと行政のパートナーシップ（協力関係）の構築を進めます。

第7次川越町総合計画後期基本計画(部門別計画)の基本施策と SDGs(持続可能な開発目標)との関係 ～関連する主なSDGsの目標(ゴール)～

基本施策			 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を実現しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
基本方針①	まちづくり 暮らしができる 安全で快適な	1-1 防災・消防・救急							
		1-2 交通安全・防犯			○				
		1-3 河川・海岸						○	
		1-4 上下水道						○	
		1-5 環境共生			○			○	○
基本方針②	まちづくり 暮らしができる 便利で活気ある	2-1 市街地・住環境			○				
		2-2 道路・交通			○				
		2-3 産業	○	○					
基本方針③	まちづくり 暮らしができる 支え合いで安心な	3-1 保健・医療		○	○				
		3-2 子育て支援	○	○	○	○	○		
		3-3 地域福祉	○	○	○				
		3-4 高齢者福祉			○				
		3-5 障害者福祉	○		○				
基本方針④	まちづくり 暮らしができる 人を育み心豊かな	4-1 学校教育	○			○	○		
		4-2 生涯学習				○	○		
		4-3 人権尊重・共生					○		
基本方針⑤	まちづくり 協働と信頼の	5-1 地域活動							
		5-2 広報・広聴							
		5-3 行財政運営							

第7次川越町総合計画後期基本計画(部門別計画)の各施策の取り組みを進めることが、SDGsの17の目標(ゴール)の達成につながるものと考えられることから、以下のように各施策の代表的な取り組みとSDGsの17の目標(ゴール)との関係を整理しました。

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
			○		○				○
								○	○
			○		○	○			○
			○			○	○		○
				○	○	○	○		○
	○		○				○		○
	○		○						○
○	○			○			○		○
									○
		○						○	○
		○							○
○		○							○
○		○							○
									○
									○
		○							○
		○						○	○
		○						○	○
		○	○						○

用語解説

あ行

RPA (アール・ピー・エイ)

Robotic Process Automationの略で、ロボットによる業務自動化の取り組みのこと。人間が行う業務の処理手順を操作画面上から登録しておくだけで、ブラウザやクラウドなど様々なアプリケーションを横断し業務を自動化できる。

IoT (アイ・オー・ティー)

Internet of Thingsの略で、モノがインターネット経由で通信することを意味する。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続し、相互に情報交換をする仕組み。「モノのインターネット」という意味で使われる。

ICT (アイ・シー・ティー)

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

空家バンク制度

空家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空家をこれから利用・活用したいと考えている人に紹介する制度。

医療用ウィッグ

病気や治療の副作用などで脱毛された方が、日常生活を快適に過ごすために使用する人工の髪の毛(かつら)のこと。

インフラ

インフラストラクチャ(infrastructure)の略で、道路や鉄道、上下水道、電力網、通信網、かんがい・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などのこと。

AI (人工知能)

Artificial Intelligenceの略で、人工知能と訳され、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

AIチャットボット

「チャット」と「ボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した自動会話プログラムのこと。人間同士が会話するチャットに対して、「チャットボット」は人工知能を組み込んだコンピューターが人間に代わって対話するもの。なお、「チャット」は、インターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションのことで、主にテキストを双方向でやり取りする仕組み。「ボット」は、「ロボット」の略で、人間に代わって一定のタスクや処理を自動化するためのプログラムのこと。

AED(エイ・イー・ディー)

Automated External Defibrillatorの略で、自動体外式除細動器と訳され、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

SNS(エス・エヌ・エス)

Social Networking Serviceの略で、インターネット上で人と人がつながり、情報を共有したり交流したりするためのサービスのことで、代表的なSNSとして、Facebook、Instagram、X(旧Twitter)、LINE、TikTokがある。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール(なりたい姿)・169のターゲット(具体的な達成基準)から構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

MCA無線

Multi Channel Access無線の略で、800MHz帯の電波を使った業務用の移動通信システム。主に防災、建設、交通、警備、行政などの現場で、安定した音声通信を必要とする場面で活用されている。

LNG(エル・エヌ・ジー)

Liquefied Natural Gasの略で、気体である天然ガスを冷却することで液体化した液化天然ガス。動物や植物の死骸が非常に長い年月をかけて分解されることで生成され、用途としては、輸入量の7割近くが火力発電所の燃料、残り3割が都市ガス用として使われている。マイナス162℃程度まで冷却すると液体になり、気体の状態に比べて体積が600分の1までに減るという特徴があり、大量輸送・貯蔵に大変適している。

eLTAX(エル・タックス)

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・納税手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。

オープンデータ

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。政府、自治体、研究機関、企業などが公開する統計資料、文献資料、科学的研究資料のほか、図画や動画などのデジタルコンテンツも含み、無償で使うことができ、コンピューターで加工できるデータ。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。「地球温暖化対策の推進に関する法律」のなかで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の7種類のガスを温室効果ガスとして定めている。

か行

河床の浚渫^{しゅんせつ}

水深を深くするために、河床の土砂を掘削すること。

起業

新しく事業を起こすこと。

キャッシュレス

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法のこと。

キャッチアップ接種

定期接種の対象年齢のときに予防接種を受ける機会を逃した人に対して、後から接種の機会を提供する制度のこと。

救急救命士

急病やけが人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間に、傷病者を観察し、必要な処置を施すプレホスピタルケア（病院前救護）を担う医療国家資格で、救急救命士が行う処置を救急救命処置といい、気管挿管や静脈路確保（点滴）、薬剤（アドレナリンやブドウ糖）の投与、分娩介助、バイタルサイン測定、心肺蘇生など、緊急時に必要な処置を専門的に行う。

狭あい道路

幅員4m未満などの狭い道路のこと。

クーリングシェルター

熱中症特別警戒アラートが発表されたときなど、熱中症の危険が高まる日に、誰でも無料で利用できる「涼しい避難場所」として自治体などが開放する施設のこと。

クラウドサービス

従来は利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。コンピューターのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、これまでは利用者自身で保管・管理し、利用していたが、クラウドサービスを利用することで、機材の購入やシステムの構築、管理などにかかる様々な手間や時間の削減をはじめ、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがある。

経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。

健康寿命

世界保健機関(WHO)が提唱した指標で、日常的に介護を必要とせず、心身ともに自立して暮らすことができる期間のこと。

減災

被害があってもその被害を最小限にとどめるための対策を行うこと。防災とは被害を出さないための対策を行うことであるが、減災は被害を出さないのではなく、ある程度の被害が出ることを想定した上で、その被害をいかに最小限にとどめるかという対策を事前に講じる取り組み。

公営企業会計

公営企業とは、地方公共団体が特別会計を設けて運営される上水道事業、下水道事業、病院事業、電気事業、ガス事業などの事業で、それ自体は法人格を持たず、地方公共団体に帰属する。

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、民間企業と同様の会計方式を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現すること。

後期高齢者

「後期高齢者医療制度」、「前期高齢者医療制度」では75歳以上が後期高齢者、65歳以上75歳未満が前期高齢者と分類されていることから、一般に75歳以上が後期高齢者とされている。

口腔機能

咀嚼(かみ砕く)・嚥下(飲み込む)・発音・唾液の分泌などにかかわり、食べる、話すなど、社会のなかで健康な生活を営むための原点ともいえるべき機能。

公式LINE

住民への行政情報等の提供や各種申請の受付など、住民との情報共有や行政サービスの提供を目的として自治体が開設するLINEアカウント。

こども家庭センター

令和6年(2024年)施行の改正児童福祉法にもとづいて全国の市区町村に設置が進められている妊産婦・子育て世帯・子どもに対する包括的な支援を行う公的機関のことで、こども家庭庁では、令和8年度(2026年度)までに全市区町村での設置をめざしている。

子ども110番の家

子どものための緊急避難所設置の取り組み及びその取り組みによって設置された避難所のこと。

個別支援計画(個別避難計画)

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など「避難行動要支援者」一人ひとりに対して、住民が助け合い避難支援を円滑に行うために作成される計画のこと。

さ行

災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員

被災自治体の災害マネジメントを総括的に支援するために、災害対応に関する知見を有する地方公共団体から派遣される職員のこと。災害対応全般における知見を有し、被災市区町村の長への助言や幹部職員との調整などを行う「災害マネジメント総括支援員」と避難所運營業務や罹災証明書交付業務など個別の業務に関する知見を有する「災害マネジメント支援員」が市区町村の長の推薦により総務省に登録されており、災害時に総務省が必要と判断した場合に派遣される。

在宅医療

通院が困難になったとき、かかりつけ医の訪問による診療や治療、処置などを受けながら、自宅などの住みなれた場所で病気の療養を行うこと。

サイバー攻撃

サーバーやパソコン、スマホなどのコンピューターシステムに対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。特定の組織や企業、個人を標的にする場合や、不特定多数を無差別に攻撃する場合があります、その目的も様々で、金銭目的のものもあれば、ただの愉快犯的な犯行も多くある。

CSR活動

「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)」にもとづいて、企業が利益追求だけでなく、社会や環境に配慮した活動を行うこと。

ジェンダー

男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業などに関して、「こうあるべき」、「こうあるのが自然」といったように、社会のなかで共有されている考え方や価値観、社会規範や社会意識などと、それらと関連して作りだされている社会制度や社会構造における性のありようをいう。

自助・共助

自助とは、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分や家族で取り組むこと。

共助とは、地域に協力したり、地域の方々と活動を行ったりするなど、周りの人達が協力して助け合うこと。

小規模保育所

平成27年(2015年)の「子ども・子育て支援新制度」により創設された地域型保育事業の一つで、地域における多様な保育ニーズに対応するため、定員が6~19人程度の少人数の子どもを対象にした保育施設。

少子高齢化

少子化と高齢化をあわせてつくられた言葉で、合計特殊出生率が人口を維持するのに必要な水準を相当期間下回っている状況で、また総人口に占める高齢者人口が増大している状況。

進行管理

計画のなかで位置付けたスケジュールと、実際の進行状況との間のずれを常に把握し、スケジュール変更や、作業手順の見直しなどを必要に応じて行うことで、ずれを最小限に抑えるようにすること。

診診連携

医療が進歩し、より専門的な診療が要求されると、患者は複数の診療科を受診することが必要となってくる。日頃かかっている「かかりつけ医」には、内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科などがあり、各々の診療所（クリニック等も含む。）が専門分野を中心に、他の診療所と連携しながら患者の診療にあたっていくことをいう。

新地方公会計

地方自治体の財務状況をより正確かつ分かりやすく把握するため、従来の現金主義・単式簿記を中心とした会計制度に代えて、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入し、地方自治体のストック（資産・負債）やコスト（減価償却費等）を把握する制度。

ストックマネジメント

施設の点検・調査を行い、施設の状況を的確に把握し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理することをいう。

スマート自治体

AIやRPAなどを活用し、単純な事務作業はすべて自動処理することにより、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供などの業務に注力できる自治体のこと。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群のこと。代表的な生活習慣病としては、がん、高血圧、糖尿病、肥満、脂質異常症、循環器疾患等がある。

生成AI

新しいコンテンツを自動的に生成する人工知能技術のことで、文章、画像、音声、動画、プログラムコードなど、様々な形式のデータをつくり出すことができる。

生産年齢人口

年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、15歳以上64歳以下の人口のこと。

ゼロカーボン

企業や家庭などから排出されるCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、排出量を実質ゼロにすること。

た行

耐震シェルター

経済的な理由等で大がかりな耐震改修ができない場合など、地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれるよう住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間(シェルター)をつくり、安全を確保するもの。既存の住宅内に設置し、住み続けながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間での設置も可能。

第2期GIGA(ギガ)スクール構想

第2期GIGAスクール構想(通称「NEXT GIGA」)は、文部科学省が推進する教育のデジタル化政策の次のステージであり、平成31年(2019年)から始まった第1期の成果と課題を踏まえて、令和6年度(2024年度)から本格的にスタートした。

タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

地産地消

地域でつくられた農産物等をその地域内で消費すること。

地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。いわば土地に関する戸籍のこと。

超高齢社会

超高齢社会とは、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指す。高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があり、65歳以上の人口が全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。

町内総生産額

1年間に町内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいう。これは町内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表わすもので、産出額から中間投入(原材料、光熱費等の経費)を控除したもの。なお、ここでいう「生産」には農業、製造業などの物的生産のほか、卸売・小売業、金融・保険業などのサービス生産や、農業や水産業などで自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居(持家)のサービスなど本来貨幣交換をとまなわないものも含まれる。

DV(ディー・バイ)

Domestic Violenceの略で、「配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

デジタルコンテンツ

電子的な形式で作成・保存・配信される情報や作品のことで、インターネットやデジタル機器を通じて利用される、視覚・聴覚・文字などのコンテンツが含まれる。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を活用して、ビジネスや社会の仕組みを根本的に変革すること。単なるIT導入ではなく、業務の効率化・価値創造・組織文化の変革などを含む広い概念。

デジタル博物館

デジタル技術を活用して文化財や展示物を保存・公開・体験できる博物館の新しい形態。

読書バリアフリー法

読書バリアフリー法(正式名称:視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)は、視覚障害者や読字に困難のある人など様々な障害のある方が読書に親しむことができる社会を推進するための法律で、令和元年(2019年)6月に公布・施行された。

特定健康診査

各医療保険者が実施する健康診査でメタボリックシンドローム対策として糖尿病や脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に行う健康診査。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

な行

認可外保育施設

児童福祉法にもとづく認可を受けていない保育施設のことで、法的には「認可外保育施設」として分類され、一定の届出や指導監督の対象となる。児童福祉法第59条の2にもとづき、設置には届出が必要であるが、設置基準は認可保育所よりも緩やかで、柔軟な運営が可能。

認知症ケア

認知症になっても、その人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けられるようにサポートすること。

認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設。教育・保育を一体的に提供する機能のほかに、相談活動や親子のつどいの場の提供など、地域における子育て支援を行う機能もあわせ持っている。認定こども園には「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4タイプがある。

農地パトロール

農地法第30条第1項にもとづく「利用状況調査」として、農業委員会が毎年1回、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等に向け、農地の利用状況調査を行うこと。

のりあいタクシー

タクシー車両に複数の乗客が相乗りして利用する公共交通サービス的一种。タクシーとバスの中間的な存在で、特に交通手段が限られている地域で活用されている。

は行

バイスタンダー

「傍観者」、「居合わせた人」を意味し、救急の現場に居合わせた人、または救命処置を行った人のこと。

ハイリスクアプローチ

健康診断やスクリーニングによって、疾病の発症リスクが高い人（ハイリスク群）を特定し、その人たちに対して行動変容を促すために個別に支援や指導を行う方法のこと。

ハザードマップ

災害の種類別に、想定し得る最大規模の被害を想定し、その被害範囲を地図化したもの。被害想定した災害の規模、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには、指定緊急避難所、指定避難所などの情報が既存の地図上に図示されている。

パブリックコメント

行政の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案について、広く住民に公表し、

住民から寄せられたご意見などを案に取り入れることができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する行政の考え方とその検討結果を類型化して公表する一連の手続のこと。

ビッグデータ

インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上などにもとない生成される大容量のデジタルデータで、一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す。

避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障害者、難病患者などのうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する人。

病診連携

病院と診療所がそれぞれの役割、機能を分担し、患者のために互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること。

ファミリー・サポート・センター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業。

フードドライブ

家庭や職場などで余っている未使用の食品を集めて、生活困窮者や福祉施設、子ども食堂などに寄付する活動のこと。

普通救命講習

救急隊の現場到着前に現場に居合わせた人が、適切な応急手当を速やかに実施できるようにするための講習会。その他、講習内容に応じて、応急手当講習、上級救命講習がある。

放課後等デイサービス

障害のある学齢期の子ども（主に6歳～18歳）を対象に、放課後や休日・長期休暇中に利用できる療育を目的とした福祉サービスのこと。

防災DX

AI・IoT・ビッグデータ・ドローン・RPA・センサー技術などのデジタル技術を活用して、防災・減災・復旧活動を支援する取り組みのこと。

ポピュレーションアプローチ

リスクの有無にかかわらず、集団全体に対して健康的な行動や環境を促すことで、全体の健康リスクを低減する方法のこと。

ま行

マイナンバー

住民票を持つすべての人に一人ずつ異なる12桁の番号を付番することにより、国や自治体など複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認し、効率的な情報の連携を図ろうとするもの。この制度は、行政の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としている。

まち・ひと・しごと創生

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏の過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、うるおいのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成(まち)、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保(ひと)、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出(しごと)に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。

マッピングシステム

施設・空間情報や属性情報を地図上に可視化・管理するための情報システムのこと。

マネジメント

組織の成果を上げるためにヒト・モノ・カネなどの経営資源を効率的に活用し、リスク管理を行って、あらかじめ設定した組織の目標やミッション達成をめざすこと。

マンホールトイレ

災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。

無線LAN

電波による通信を利用して、ケーブル無しでデータを送受信するLAN(Local Area Network)のこと。スマートフォンやタブレット、ノートパソコン、プリンター、ゲーム機などを、無線LANアクセスポイントを介してインターネットに接続できる。

メンタルパートナー

悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

や行

要介護者

介護保険サービスを利用するため、町に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人のこと。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や建物、橋、道路などがつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。生涯費用とも呼ばれ、建物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。また、家族でみると新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リサイクル

ごみを原料(資源)として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」ともいわれる。

リモートワーク

従来のオフィス勤務とは異なり、自宅やサテライトオフィス、カフェなど、場所にとらわれずに働くスタイルのこと。

リユース

製品や部品を、廃棄せずにそのまま、または修理・洗浄などをして再び使うことで、中古品やリターナブル容器(再利用可能な瓶など)の利用、古着の再利用、家具のリメイクなど。

老年人口

年齢別人口のうち、65歳以上の人口のことを指す。

ローリング方式

実施計画の策定方式のこと。向こう3年間の計画を毎年見直すことにより、2年間を重複させる。ローリング(回転、ころがり)するような策定の仕方であることからこう呼ぶ。

わ行

Wi-Fi(ワイ・ファイ)

パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLAN(Local Area Network)に接続する技術のこと。Wi-Fi Allianceという無線LAN製品の普及促進を図ることを目的とした業界団体の名称で、無線LANの認定規格の1つとされ、互換性のある規格製品であることを示すロゴのようなもの。



令和8年3月

発行 川越町役場 企画情報課

電話 059-366-7112

FAX 059-364-2568

E-mail k-kikaku@town.kawagoe.mie.jp